

和歌山県と甲南女子大学との就職支援に関する協定書

和歌山県（以下「甲」という。）と甲南女子大学（以下「乙」という。）は、和歌山県産業の次代を担う人材の育成・確保を図るため、相互に連携・協力して取り組むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、次条の各号に掲げる就職活動及び学生のキャリア形成を支援することにより、和歌山県内の企業（以下「県内企業」という。）へのU I ターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携・協力して実施する。

- （1）学生や保証人に対する県内企業の情報、各種イベントの周知に関すること。
- （2）学内で行う合同企業説明会やOBOG 交流会の開催に関すること。
- （3）学生のU I ターン就職に係る情報交換及び実績把握に関すること。
- （4）県内企業への学生のU I ターン就職活動の支援に関すること。
- （5）県内企業における学生のインターンシップ受入の支援に関すること。
- （6）その他、県内企業への学生のU I ターン就職促進に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲乙それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知りえた情報について、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和9年3月31日までと

する。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲又は乙から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は同一内容で1年更新され、その後も同様に扱う。

（疑義の協議）

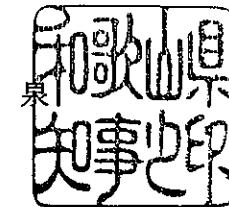
第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8年 7月 1日

甲 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県知事 宮 崎



乙 兵庫県神戸市東灘区森北町6-2-23

甲南女子大学学長 秋 元 典

